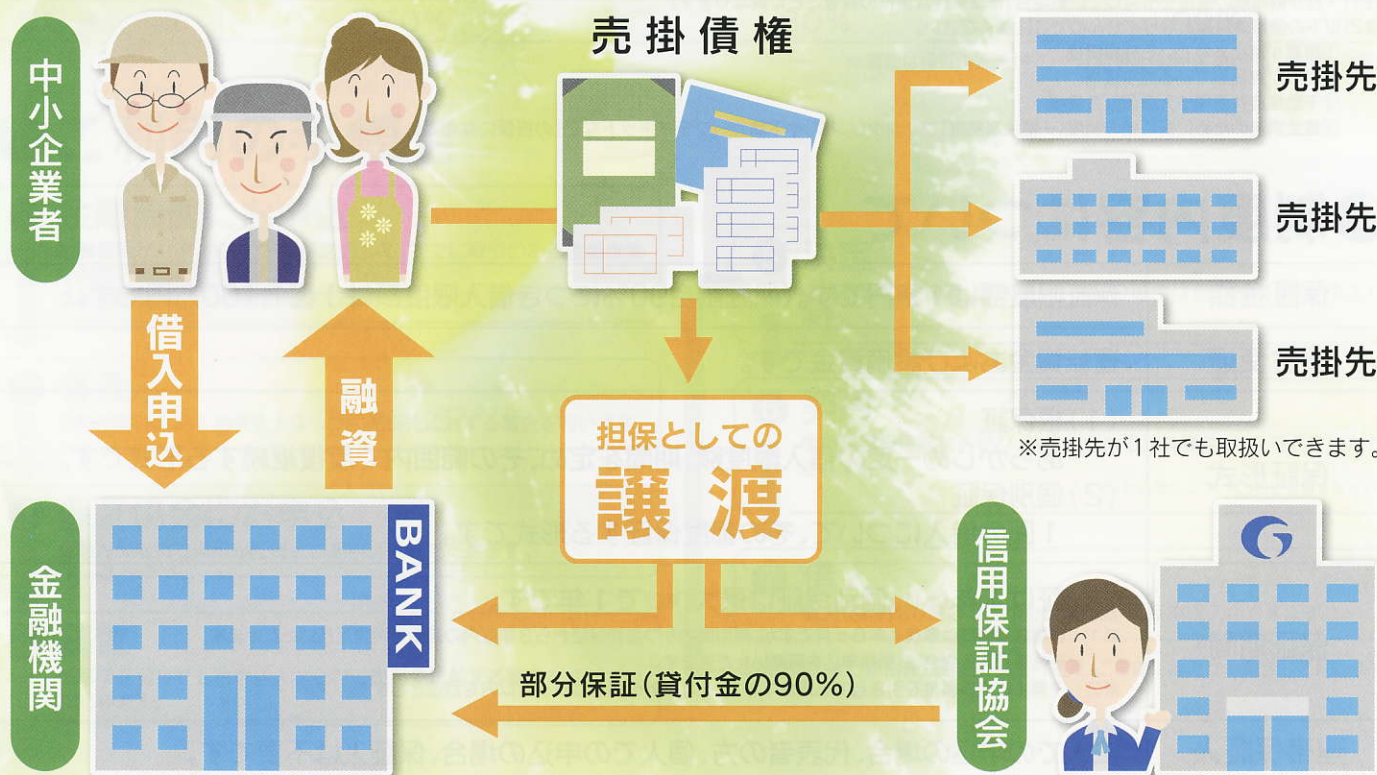


売掛債権担保融資 保証制度のご案内

●『売掛債権担保融資保証制度』とは

中小企業者が売掛債権を金融機関と当協会に譲渡し、金融機関がそれを担保として行う融資に対し、当協会が保証する制度です。

不動産担保によらない新たな資金調達方法として積極的に推進しています。



●制度利用の4つのメリット

資金調達力がUP!

借入金の担保となるような不動産をお持ちでない方でも、売掛債権を担保に借入ができます。

資金繰りを改善!

売掛先からの入金を待たずに、売掛債権を活用して資金調達ができます。

返済も安心!

本制度の借入金は、売掛先からの入金で決済されます。したがって基本的に、返済日に別に返済資金を工面しなくても済みます。

借入限度額が拡大!

信用保険限度額が別枠になります。

●担保となる売掛債権

国内の事業者や官公庁に対する売掛債権が対象です。具体的には下記の6種類があげられます。

なお、ここでいう事業者は、学校法人や宗教法人など組織の形態にかかわらず対象となります。

それに対し、建設業者がサラリーマン等の事業者でないものから請け負った場合は、対象となりません。

売掛金

割賦販売金
(対信販会社)

運送料

診療報酬
(介護給付金)

工事請負代金

その他の報酬債権

(注1) 1社が数種類の債権を所有している場合、保証条件は債権の種類ごとに異なります。

(注2) 以下の債権は対象となりませんのでご注意ください。

- ①譲渡が禁止されている売掛債権
- ②回収が遅延している売掛債権
- ③不動産賃料債権や入居保証金債権
- ④資金調達のために既に他の制度(一括決済制度「ファクタリング」や下請セーフティネットなど)の担保になっている債権

●制度内容について

保証金額	保証限度額は1億円です。(保証割合90%につき借入限度額は1億1,100万円です。)
資金使途	運転資金および設備資金です。
保証形式	(1)根保証 あらかじめ一定の借入限度額、期間を定め、その範囲内で反復継続する形式です。 (2)個別保証 1回の借入について、その都度保証する形式です。
保証期間	根保証は1年(※1)、個別保証は最大(※2)で1年です。 ※1 債権譲渡期間は最長4年6ヶ月ですが、同期間内かつ当初保証から3年以内の範囲で期間延長いただけます。 それを超える場合は、新規申込を再度いただきます。 ※2 未発生売掛債権を引き当てる場合1年で、それ以外の場合は6ヶ月以内を旨とします。
連帯保証人	法人での申込の場合、代表者の方、個人での申込の場合、保証人は不要です。
信用保証料率	保証金額(借入金額の90%)に対し年0.85%です。 なお、中小企業の会計に関する指針に準拠して計算書類を作成している会社、もしくは会計参与設置会社については0.1%の割引を行います。 (個人の方は割引対象外となります。)
貸付利率	金融機関所定の利率です。
返済方法	引き当てとした売掛債権の入金予定日に設定すること(期日一括返済)が基本となります。

■実際の借入限度額について

実際の借入限度額は、売掛債権額に、売掛先の信用力と対抗要件具備方法(※)に応じて設定された掛け目(70%~100%)を乗じた範囲内です。

※「対抗要件について」をご参照ください。

■信用保証料率について

信用保証料率は0.85%の固定の料率が適用されます。保証料率の弾力化に伴い、保証料率が0.85%よりも高くなる中小企業者の方にとっては有利となります。

■売掛先からの入金口座について

売掛先からの入金を確認するために取扱金融機関に専用口座を開設することが必要です。
ただし、個別保証の場合は、原則として取扱金融機関名義の別段預金口座に入金していただきます。

● 対抗要件について

売掛債権を担保として譲渡した後、借入をする前までに、担保の保全を行う手続き(対抗要件の具備の手続き)が必要です。売掛債権を担保として譲渡したことについて、①承諾、②通知、③登記のいずれかの手続きをしていただきます。

	対抗要件	対抗要件の概要	具体的手続
①	承諾	売掛債権の譲渡に関して、売掛先の承諾を得る。	保証決定後、借入前に売掛先から「承諾書」をもらい、その後公証人役場で確定日付をもらう。
②	通知	売掛債権を譲渡したことを、売掛先に通知する。	保証決定後、借入前に売掛先に「通知書」内容証明郵便で通知。
③	登記 (通知の留保)	売掛債権を譲渡したことを、売掛先に登記。 (金融機関が必要と判断した時点で売掛先に通知する。)	保証決定後、借入前に東京法務局(中野)で登記手続。

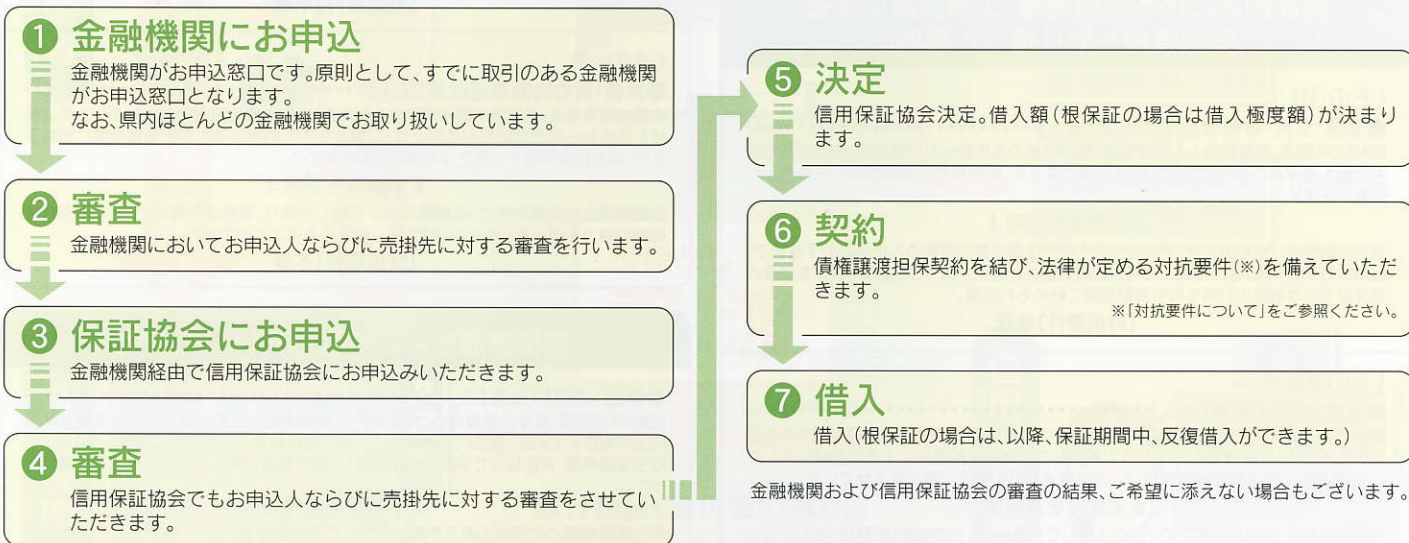
(注)個人事業主の方、あるいは個別保証をご利用の方は、「①承諾」「②通知」のいずれかになります。

■ 引当とする売掛債権に対する掛目

対抗要件	一般企業	店頭、新興市場上場有配(*)企業	官公庁、上場有配(*)企業
承諾	80%	90%	100%
通知	75%	85%	95%
登記(通知の留保)	70%	80%	90%

*有配は保証決定時(もしくは期間延長時)直前期末の株主配当実施。

● ご利用の手続き



● 申込必要書類

売掛債権担保融資保証制度をご利用される場合、通常の申込書類のほか、下記の書類が必要となります。お申込にあたって、書類不備のないようお願いいたします。また、審査上の理由から、別途資料提出を追加依頼することもあります。その際はご協力をお願いします。

ご用意いただく方	書類名	留意事項
申込者	信用保証委託申込書 (売掛債権担保融資保証制度用)	申込人の記名・捺印(実印)、日付、金融機関名、金額、期間、必要理由、決算実績等、申込企業概要等記入漏れがないようご注意ください。
	信用保証委託契約書 (売掛債権担保融資保証制度用)	日付、申込人および連帯保証人の自署・捺印(実印)、金融機関名、借入金額、貸付形式について、記入漏れがないようご注意ください。
	印鑑証明書(写)	平成18年11月1日以降はじめて保証申込される場合、また2回目以降であっても印鑑および印鑑証明書記載事項に変更があった場合、申込人および連帯保証人について、最近3ヶ月以内のものを各1通ご提出ください。
	債権譲渡担保対象売掛先明細書	【個別保証用】と【根保証用】で書式が異なります。「業種」「売掛先への過去1年間でのピーク月商額」「取引実績の有無」欄等への記載漏れにご注意ください。債権譲渡特約の有無や特約解除の可否等を充分にご確認ください。
	取引基本契約書(写)	締結がある場合はご提出ください。
	過去の取引実績を証する書類	目安として1年以上の取引があることを確認できる資料をご提出ください。
	売掛債権の挙証資料(写)	発注書、請求書、支払通知書等をご提出ください。
	商業登記簿謄本	申込みの都度、最近3ヶ月以内のものをご提出ください。
金融機関	信用保証依頼書 (売掛債権担保融資保証制度用)	金融機関名・支店長の記名・捺印、日付、申込人名、融資内容・条件等記入漏れがないようお願いいたします。
	債権譲渡担保対象売掛先一覧表	金融機関名・支店長の記名、捺印、日付、申込人名、売掛先名、与信取引有無の各記入欄について記入漏れのないようお願いいたします。

●活用事例

診療報酬債権を取り扱った事例

《その①》

●業種：内科・呼吸器科医院【個人】
平成15年に開業。開業後日浅く先行投資に係る負担大きく赤字計上していた。また当初の設備投資のため不動産を担保に提供し資金調達余力なく、軌道に乗るまでの固定費等の費用捻出に苦しんでいた。

↓本制度を活用↓

病院の特徴は、売上が比較的安定し常に毎月同じような診療報酬債権を持っている。また売掛先にあたる福岡県国民健康保険団体連合会が公的機関として信用力があり、取引金融機関から本制度の利用を勧められ、運転資金の安定確保のため本制度根保証を利用。

【対抗要件】異議を留めた承諾(通知)

《その②》

●業種：介護サービス【法人】
平成14年創業の老人介護事業を営む株式会社。事業拡大のため営業所の開設を数カ所進めており、借入負担も増加し、新たな担保による資金手当も難しくなってきた。事業拡大により売上は増加しているが人件費等の費用負担が増加し、運転資金の調達に悩んでいた。

↓本制度を活用↓

当社の介護事業の売掛先は国民健康保険団体連合会および社会保険診療報酬支払基金。事業拡大により売上げも増加し売掛金も増加傾向。この売掛債権を担保とした本制度の利用をメイン金融機関から勧められ、運転資金確保のため本制度根保証を利用。

【対抗要件】異議を留めた承諾(通知)

商品納入に係る売掛債権・工事請負に係る売掛債権を取り扱った事例

《その①》

●業種：文具・事務機器等卸売業【法人】
昭和56年開業。業種柄売上も伸び悩み、焦げ付きの発生等もあり債務超過の状況。所有不動産も担保余力なく経常的な資金不足にあるが、財務面から金融機関からの借入が困難な状況。

↓本制度を活用↓

当社の販売先は多数あるが、そのうちの1社が上場企業の系列の九州地区の子会社で、信用力も大きい先。その企業と毎月相応の安定した取引があり、同社の売掛金を担保に根保証での本制度の利用を取引金融機関に勧められ活用。

【対抗要件】承諾

《その②》

●業種：建築工事業【法人】
業歴15年あまりの建築工事業。不況下、受注は確保するものの収益低調で資本力も乏しいことから、金融機関との取引は工事引当の単発の短期借入による資金繰りをしてきた。当社としても安定的な枠取りによる資金繰りの安定に頭を悩ませていた。

↓本制度を活用↓

当社の主力受注先はジャスダックに上場している先。売上の主体は同社が中心となっており、同社の売掛債権を担保に安定した枠取りをするため、取引金融機関とともに売掛債権先への本制度利用の協力要請を依頼。売掛先の協力もあり100百万円での根保証枠をつくることができ資金繰りの安定を図れた。

【対抗要件】承諾

単発の受注請負に係る売掛債権を取り扱った個別保証の事例

●業種：ソフトウェア開発業【法人】
平成4年創業。技術力、開発力には優れているが、資本金、収益力に欠け個人を含めた資産背景もなく資金調達に乏しい。業種柄開発工期が長く、その間の人件費等固定費用、開発費用の調達が難しく、金融機関からの借入調達に苦しんでいた。

↓本制度を活用↓

大口のソフト開発を受注したが、納入後の代金回収まで10ヶ月かかり、その間の開発費や外注費等の捻出に頭を痛めていた。取引先に相談したところ、売掛先は国立大学で信用力も不安なく、本制度の個別保証を勧められ利用。資金調達もでき仕事に前向きに取り組むことができた。

【対抗要件】承諾

受取手形を取り扱った個別保証の事例

《その①》

●業種：管工事業【法人】
昭和34年創業。永年の基盤有するが近年受注低下し収益も低調。商手割引の金融機関枠はあるものの割引条件があり、また受注の関係で銘柄が集中し割引できない手形が発生し、手持ち手形の資金化に苦しんでいた。

↓本制度を活用↓

手持ち手形の資金化について取引金融機関へ相談したところ、本制度についておしえられた。手形の場合は第三債務者(売掛先)の承諾や通知の手続きが不要で、手形を担保として差し入れることでよく、手続きが簡易で金融機関も取り組みやすく、個別保証を利用し資金化を図ることができた。

【対抗要件】不要

《その②》

●業種：貨物自動車運送業【法人】
老舗の運送業者。過年度の累積赤字抱え財務面は脆弱。受注確保のためスポット的に受注した先からの代金回収が手形となり、資金化のため割引等を取引金融機関に相談するが、当社財務内容から新たな融資は困難を極めた。

↓本制度を活用↓

金融機関との協議の中で、本制度について話しがあり、手続きも簡易であり、取引金融機関の協力も得られたため早速利用し、資金化することができた。

【対抗要件】不要

債権譲渡登記にて取り扱った事例

●業種：酒類卸売業【法人】
昭和47年創業。長年の基盤有し、大手ホテル、飲食業者への販路確立し収益低調ながら売上は安定している。販売代金の入金ズレ等で運転資金の安定確保に苦慮しているが、取引金融機関、保証協会でも多額の利用があり、追加資金は新たな保全を必要があった。

↓本制度を活用↓

取引金融機関との協議の中で本制度についての説明があったが、当社としては大口の取引先への債権譲渡の承諾・通知を避けたい意向があった。そこで金融機関から債権譲渡登記(通知の留保)で対抗要件ができることを説明受け、当社も了解し本制度根保証の活用を行い資金確保ができた。

【対抗要件】債権譲渡登記(通知の留保)

当保証協会のインターネットホームページにも
売掛債権担保融資保証制度について掲載しています。あわせてご覧ください。

ホームページアドレス <http://www.fukuoka-cgc.or.jp/>

※詳しくは信用保証協会の保証担当課へご相談ください。

● 本所営業第1部	保証第2課・お客様相談窓口	☎092-415-2601	☎092-415-2602
● 大濠支所	保証第2課・お客様相談窓口	☎092-734-5923	☎092-734-5924
● 北九州支所	保証第2課・お客様相談窓口	☎093-551-2634	
● 久留米支所	保証課・お客様相談窓口	☎0942-38-1022	
● 筑豊支所	保証課・お客様相談窓口	☎0948-22-3585	
● 大牟田支所	保証課・お客様相談窓口	☎0944-52-6011	